

千葉県における申請様式変更のお知らせ

令和6年4月1日以降、千葉県に対する申請について、提出書類の様式が以下のとおり変更となりました。

千葉県以外の市町村等については、従来から変更はありません。

詳細は申請マニュアルをご確認ください。

○入札参加資格審査申請書

従来の各業種1枚ずつの様式から、全業種共通の1枚の様式に変更となりました。

○使用印鑑届兼委任状

千葉県に対する申請のみ、様式が「委任状」に変更となりました。

委任する場合（※）、申請書類の印刷時に各申請業種の「委任状」が1枚出力されます。

「委任状」は押印不要ですので、そのままご提出ください。

委任しない場合、「委任状」は出力されません。

審査後、千葉県から「委任状」の返送は行いませんので、返信用封筒は提出不要となります。

※工事・測量においては、営業所を「指名先営業所・契約先営業所」に設定した場合

物品・委託においては、営業所を「年間代理人」に設定した場合

上記変更は、4月1日以降に印刷を行う千葉県の申請書類に適用されます。

3月中に申請登録を行った変更申請については、4月1日以降に印刷した場合は新様式が出力されますが、既に旧様式を印刷済みの場合は、旧様式による提出でも問題ありません。

なお、3月1日公開の「第1編 変更申請マニュアル」については、以下のページが修正となりましたので、印刷済みの場合は差し替えをお願いいたします。

- ・P6 「⑤申請書等の印刷」の書類一覧を修正
- ・P9 千葉県提出書類の図を修正
- ・P15～P27 千葉県提出書類について追記・修正